



進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 これは、実は同じカテゴライズしないと変になつてくるので、そういう意味で、静止画とかだけじゃなくて、音楽とか動画の部分も同じカテゴライズにしていただきかなさやいけないし、もしさうなつてくるのであれば、ここのことに関しては現行法よりも表現の自由が広がることになつてくると思いますので、実は、私はそうしたい部分もあるんじゃないかなというふうに思つてます。一方で、本当に困つてている著作権の方の権利の侵害、これを防いでいかなきやいけない。大事な論点ですので、また条文が出てきたらいろいろ議論させていただきたいと思いますが、本日は、お答えをいただきまして、ありがとうございました。

時間が来ましたので、これで終了します。ありがとうございます。

○坂井委員長 次に、野田佳彦君。

○野田(佳)委員 最後の一時間、よろしくお願ひいたします。

もう既に八人の方が質問をされましたので、私が用意していた項目も既に質疑が終わつて、それなりの答弁もあつたようですが、私なりだときたいというふうに思います。

今回の税法改正は、去年は給与所得控除見直しなどを中心とした、主に所得税の改革が中心だったのですよね。いつも、法人税であつたり所得税中心で、さまざま大きな改革が行われることはありますけれども、今回は、やはり柱になるのは、十月一日の消費税の一〇%への引上げに伴い、消費需要の平進化をどう図つていくかというところに心を碎いているというか、苦労しながら何かやりますけれども、今は、やはり柱になるのは、

まず最初の質問は、これはもう既に、軽減税率、何人かの委員の方が触れられておりますけれども、私自身も、消費税については逆進性がある

ということは事実でありますし、その対策は講じなければいけないという認識は共有をしますが、

三党合意にもありますとおり、軽減税率も検討項目で一番最後に入つてきましたけれども、その前には給付つき税額控除が位置づけられており、やはり基本的に、今の丸山さんの議論じゃありませんが、低所得者に絞つて、的を当てた対策を講じるならば、マイナンバー制度の定着を待つて給付つき税額控除を導入するというのが、私は一番効果があるというふうに思つてますね。

あえて言うならば、個人的な意見を言うならば、一〇%までだつたら私は、それもまだ早くて、簡素な給付措置で拡充をするという対応が本来は望ましい。その間に、軽減税率論者の方もいらっしゃいますので、給付つき税額控除とどちらがいいのかをよく時間をかけて検証した方がいいという立場なんですね。この際、もう軽減税率ありきで進んでいますので、その軽減税率について、これは百歩、二百歩、千歩くらい譲りながら、どうするのかという観点で、まず質問をしたいというふうに思つます。

本来は、やはり税制改正というのは、税額控除に入る前に、まず所得控除、これは今、現状ですけれども、税額控除に持つていて、そして給付つき税額控除に持つていくのが基本だと私は思いますが、問題は、きょうの、これは青山さんだつたかな、軽減税率の財源の話がありましたが、それをどうするか。これを改めて確認をしたいと思つます。今もそれが理想だと思ってます。今もそれが理想だと思ってますけれども、私は、今は軽減税率で対応しようということです。でも、今回は軽減税率で対応しようということですね。大体これで。今、お話の中では、所得課税の見直し、たばこ税の見直し、これは、平成三十年度の税制改正での項目だというふうに思つます。今そこにインボイスで二千四百八十億円が加わつてきているということでございましたけれども、このインボイスについて、これは、先ほど、インボイスについての質問もたくさん出ていましたけれども、インボイスで、これは全く同じ数字が出でてくるかもしれません、免税業者から課税事業者にどれくらい変わるのかというお話をなんですか。

○星野政府参考人 数字の話でございます。私が

答弁させていただきます。

軽減税率の減税見込み額に対応する財源でござりますけれども、減税見込み額は一兆八百九十億

円程度と見込んでおります。この財源確保の見込額に対しまして、それぞれ、個人所得課税の見直しで九百億円程度、たばこ税の見直し二千三百六十億円程度、インボイス制度の導入二千四百八十億円程度、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用七十七億円程度、総合計算制度の見送り四千億円程度でありまして、これらを合計すると一兆八百十億円程度であるということをございます。

○野田(佳)委員 どうもありがとうございました。まず、この財源の中に、これはもう何回もこの委員会で取り上げましたけれども、総合計算制度が見送りになつたということは、まさに私は残念だと思っています。どなたでも、事故に遭つたり、病気になつたり、突然そなつたときに、医療もかかる、介護もかかるときに、一定の自己負担がそれぞれありますけれども、そこで全部合わせると低所得者にとっては大変な額になるからキャップをつけていく、というのは、まさに私はあるべき社会保障制度だと思うんですが、それを四千億円見送つてしまつたということは残念ですね。

これに加えて、今度、社会保障の見直しで一部活用して、また一千億円程度加えている。五千億ですね、大体これで。今、お話の中では、所得課税の見直し、たばこ税の見直し、これは、平成三十年度の税制改正での項目だというふうに思つます。今そこにインボイスで二千四百八十億円が加わつてきているということでございましたけれども、このインボイスについて、これは、先ほど、インボイスについての質問もたくさん出ていましたけれども、インボイスで、これは全く同じ数字が出でてくるかもしれません、免税業者から課税事業者にどれくらい変わるのかというお話をなんですか。

○野田(佳)委員 私は、その計算の妥当性もです。

大議論が、本当はインボイスの導入についてはありましたですね。消費税は益税が出てくると

するにはインボイスがいいという意見もあつた。

私もどちらかといふとそういう方向なんですねけれども、商工会議所であるとか税理士会であるとか、それは免税事業者いじめになつて、これもよく考えなければいけない、そういう議論があつた中で、平成二十八年度改正でインボイス導入に踏み切つたわけです。

そのインボイス導入によつてどれだけ免税事業者がから課税事業者になるのか、これは改めてもう一度お示しいただきたいというふうに思います。

ます。

○麻生国務大臣 これは、インボイス制度を導入しました後、いわゆる免税事業者だった人たちが、実際にどの程度課税業者に転換するかということにつきましては、これは、免税業者の置かれている状況はいろいろだと思つますので、一概に申し上げることは困難なんですけれども、インボイス制度の導入により増収を見込むときに当たりまして、平成二十七年度の国勢調査というものを使わせていただいて、免税事業者数が約四百八十八万者ございますので、そこから、農協等に出荷しておられる農林水産業者、また非課税売上げが主たる事業の事業者等々を除かせていただいて、

免税事業者は三百七十二万者程度に対しまして、Bツービーの取引の割合がありますが、大体四割程度というのを乗じて、百六十万者程度が課税事業者に転換をしていかれるのではないかという計算になつております。

○野田(佳)委員 私は、その計算の妥当性もですね。インボイスの導入は平成三十五年の十月じゃないですか。その間までは、どれぐらい課税事業者になるかなども含めて、よく調べた上で数字をはじいた方が私はいいと思います。軽減税率の財源がないから、私、慌てて今日は入れ込んでいます。こんな気がしてならないんですね。

これは、大臣に通告していませんから、せつかく主税局長がいるからお聞きしたいんですけども、先ほど、軽減税率の財源、一・一兆円の内訳をお話しいただきました。個人の所得課税の見直

平成三十一年三月十四日印刷

平成三十一年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U